



長野県

長野県へ就職・移住する 東京圏内の大学生を応援します！

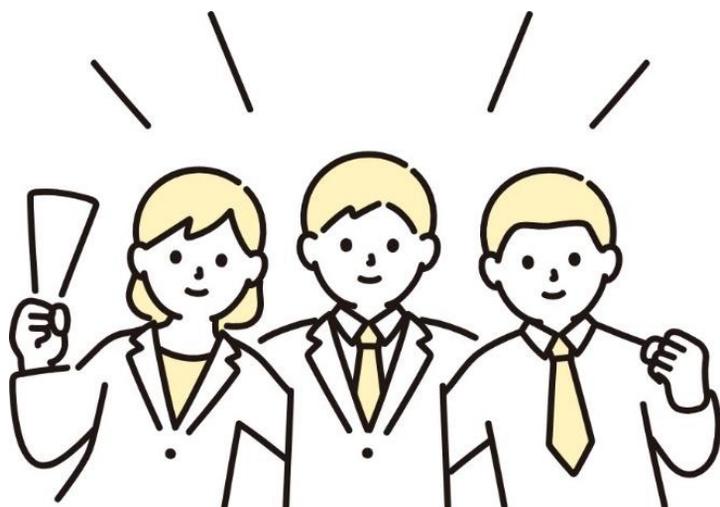
東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに通う

学部生が、卒業年度の6月1日以降に実施される

長野県内の企業の採用活動（選考面接）に

参加するための交通費として最大8,500円を支援します。

（東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）



HPはこちら



制度の詳細は裏面をご覧ください。



しあわせ信州

長野県就職・移住学生支援事業のご案内

R6年度 実施予定市町村	県HPからご確認ください。（18市町村実施予定）
対象者	本部が東京都内にある大学の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに原則として4年以上在学する卒業年度の学部生（申請時）であって、長野県の事業実施市町村に移住及び長野県内に就職する方。 ※東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
支給金額	卒業年度の6月1日以降の採用面接にかかる往復交通費として最大8,500円を支給します。 ただし、支給は一人1回を限度とします。
移住等に関する要件	
移住元に関する要件	次に掲げる要件のいずれにも該当すること ①大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学し（原則4年以上）し、当該大学を卒業見込みであること。 ②大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。
移住先に関する要件	企業に就職することが内定していて、卒業後に就職し、県内に移住する意思を有していること。
その他の要件	次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 ①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 ②日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。 ③その他長野県又は申請先の市町村が移住学生支援金の対象として不相当と認められた者でないこと。
就業に関する要件	
就業先に関する要件	次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 ①勤務地が長野県内に所在すること。 ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。 ③暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。 ④官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。 ⑤就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。
就業条件等に関する要件	次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 ①週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。 ②移住先市町村から通勤が可能な範囲内での勤務地限定型社員として採用予定であること。
申請方法	申請書に必要書類を添えて、移住予定先の市町村に申請してください。 10月1日以降に企業から採用内定を得ることで申請可能となります。ただし、市町村で受付期間を設定している場合や、自治体の予算・事務処理の状況等により、申請を受け付けられない場合があります。特に、年度末の時期（2～3月）には、受付を締め切っている場合があります。 ※申請手続きの詳細につきましては、移住予定先の市町村にお問い合わせください。

※返還要件に該当した場合、返還を求めることがあります。

※令和7年度からは、この交通費支援を受けた学生が実際に長野県に移住する際にかかった引越し費用を支援する予定です。

本事業全般に係る問い合わせ先

長野県 産業労働部 労働雇用課 雇用対策係
TEL：026-235-7201
FAX：026-235-7327
E-mail：koyotai@pref.nagano.lg.jp